

財務省告示第二十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成十九年一月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年一月二十六日

財務大臣 尾身 幸次

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第五回）
二	発行の根拠法律及びその条項	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で一兆七百二十九億九千五百二十九万円
五	最低額面金額	うち、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する個人向け国債については、額面金額で五百十九億三千九百七十二万円、国債整理基金特別会計法第五条ノ二の規定に基づき発行する個人向け国債については、額面金額で一兆二百十億五千五百五十七万円
六	振替単位	一万円
		振替法の規定による振替口座簿

七 発行日
八 発行価格
九 利率
十 初期利子

十一 第二期以後の利子

十二 償還期限
十三 償還金額
十四 払込期日
十五 払込場所
十六 中途換金の取扱い

十七 中途換金

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと

する。
平成十九年一月十五日
額面金額百円につき百円

平成十九年七月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.20}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十四年一月十五日
額面金額百円につき百円

平成十九年一月十五日
日本銀行の本店又は支店

中途換金の買取りは、平成二十一年一月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利息}}{\text{経過利息} + \text{額面金額}}$$

前号による取扱いのほか、個人

の特例

向け国債を有する者が、死亡したときにその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含む、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二年の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかつたときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十一年一月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十年七月十五日から平成二十一年一月十五日前ま

での間の場合
債面金額 + 繰上利子に相当する
の金額 × 三回分の利子に相当する
の金額 + 繰上利子に相当する
の金額

(二) 平成二十年一月十五日から平成二十年七月十五日前まで

の場合
債面金額 + 経過利子に相当する
の金額 × 一回分の利子に相当する
の金額 + 経過利子に相当する
の金額

(三) 平成十九年七月十五日から平成二十年一月十五日前までの場合

貸付金 + 経過利子に相当する金
- (一回分の利子に相当する金 + 経過利子に相当する金)

(四) 平成十九年七月十五日前の場合

貸付金 + 経過利子に相当する金
- 経過利子に相当する金

十八

元利金支払場所

日本銀行